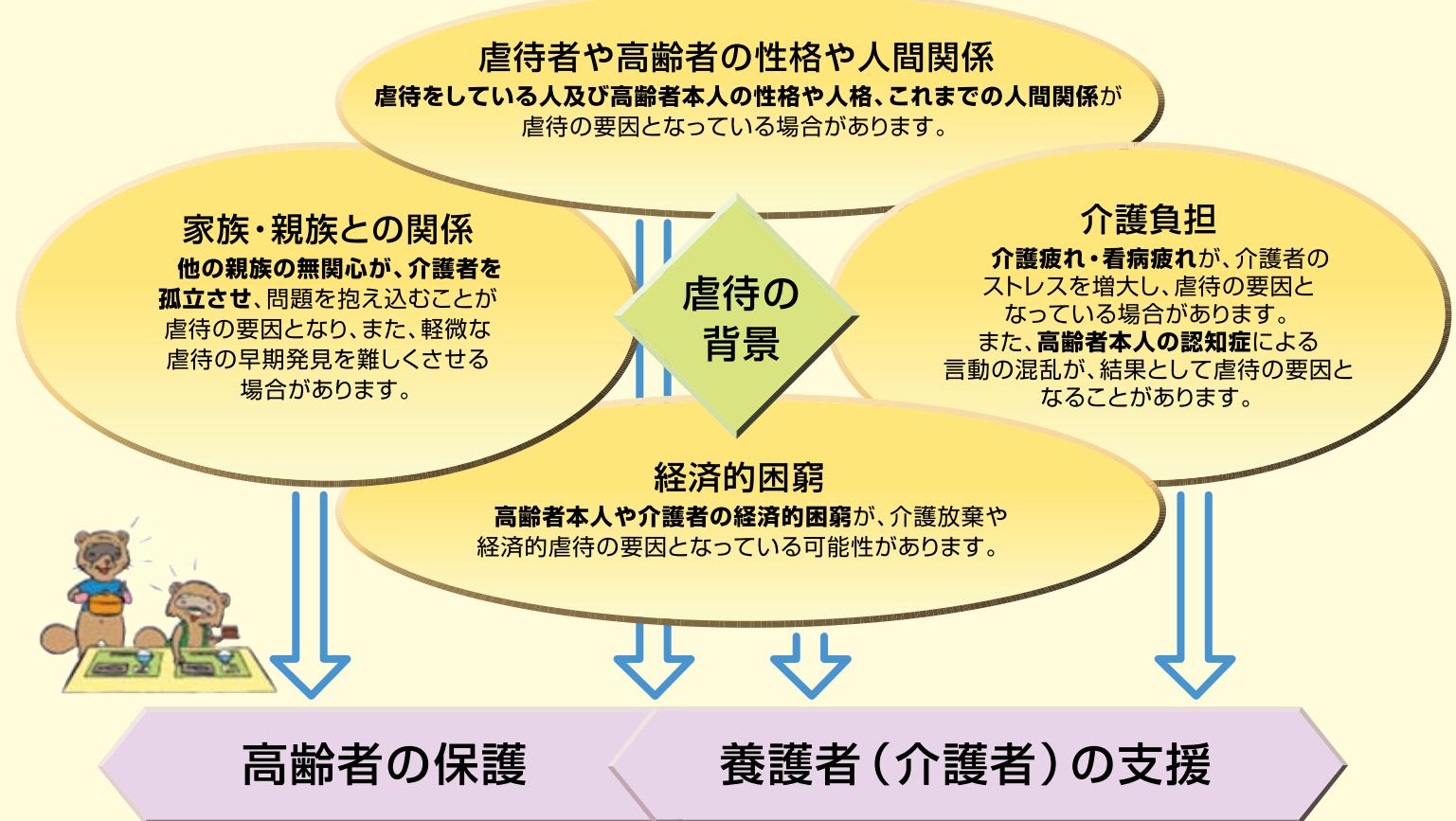


高齢者虐待は、どうして起こるのでしょうか？

高齢者虐待は、**様々な要因**が複雑に絡み合って起こると言われます。

そのため、対応するためには、虐待が起こった真の原因や背景を考えることが必要となります。



認知症と高齢者虐待

認知症による言動の混乱は、**介護者の負担の増大やストレス**となり、虐待の要因にもなっています。

厚生労働省の全国調査では、要介護認定を受けている被虐待高齢者数の約8割が「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ」（日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。）以上だったという結果もあります。（H26調査）

認知症を正しく理解し、認知症の早期発見と適切な支援により、介護負担を軽減していくことで、虐待を未然に防ぐことが大切です。

認知症とは

認知症とは、脳血管疾患やアルツハイマー病など、誰にでも起こりうる脳の変化（病気）により、日常生活に支障が生じる程度まで、記憶する機能や、思考力や判断力、その他の認知機能が低下した状態（およそ6ヶ月以上継続）をいいます。

また、脳の細胞が壊れることによって直接起こる症状が、記憶障害、見当識（時間や空間の感覚）障害、理解・判断力の低下など、中核症状と呼ばれるものです。これらの中核症状のため、周囲で起こっている現実を正しく認識できなくなります。



相談を受けた市町が、対応します

虐待の通報を受けた市町は、虐待事実や緊急性の有無を調査し、状況に応じた対応をします。

通報・相談受理

虐待事実の確認、緊急性の判断

訪問や関係者からの情報収集により、事実確認を行い、緊急性を判断します

緊急事態

高齢者の保護

緊急一時保護、医療機関への一時入院
措置による介護保険施設等の利用等
介護保険サービスの積極的利用
成年後見開始の審判の請求など

要介入

養護者の支援

虐待者に対する相談・援助
疾病や障害への対応など

虐待対応の終了

「虐待が解消されたこと」
「高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整ったこと」
を確認して、虐待対応を終了します。



ポイント 養介護施設従事者等による虐待への対応

養介護施設従事者等による虐待（身体拘束を含む）の場合は、市町又は県が介護保険法や老人福祉法の権限行使（事業者への指導等）により、高齢者の保護や再発防止を図ります。

高齢者の権利を守る制度等があります

成年後見制度（法定）

—判断能力が十分でない方等を対象に、法律面でサポートします—

・経済的虐待がある場合に、高齢者の収入や財産を守ったり（財産管理）、高齢者に代わって介護保険サービスの利用契約を結ぶ必要がある場合に、手続き（身上監護）を行います。

【成年後見制度（法定）の種類と概要】

制度名称	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官など		
権限	日常生活に関する行為以外の行為の取消権	法律上定められた重要な行為の同意権・取消権	申立ての範囲内で家庭裁判所が定めた法律行為の同意権・取消権
	財産に関する全ての法律行為の代理権	申立ての範囲内で家庭裁判所が定めた法律行為の代理権	申立ての範囲内で家庭裁判所が定めた法律行為の代理権



日常生活自立支援事業

—サービス利用や日常的な金銭管理のお手伝いをします—

福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類等預かりサービス

日常生活自立支援事業のご相談は、お近くの社会福祉協議会へ

ポイント 成年後見制度利用支援事業と権利擁護業務

県内の市町で、成年後見制度利用の申立費用の助成や広報・普及活動等の成年後見制度利用支援事業を実施しています。

また、地域包括支援センターでは、権利擁護業務として、成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介をしています。